

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に関する意見書

政府においては、昨年１１月、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）を含む「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、本年６月を目途に交渉参加を判断することとしていたが、東日本大震災の発生によって、その判断は先送りされている。

その後、８月には、「食と農林漁業の再生実現会議」において、被災地復興も含めた「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」を取りまとめるとともに、「政策推進の全体像」の中で、ＴＰＰについては、「被災地の農業の復興、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等を踏まえ、しっかり議論し、交渉参加の時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」ことを決定したところである。

しかしながら、ＴＰＰ交渉参加の是非を判断するに当たって必要となる、食料自給率の向上策や農林水産業・農山漁村の振興に向けた道筋が、明らかにされておらず、議論を深める状況にはまったく至っていない。

ＴＰＰは、投資・労働なども含め２４項目に及ぶ自由化交渉であるとともに、関税撤廃の例外を原則認めない貿易自由化を目指しており、農業をはじめ様々な分野への大きな影響が懸念されている。

特に、本県の基幹産業である農林水産業については、年間生産額が約３２９億円減少するなど、壊滅的な打撃を受けることが予測されており、また、被災地の農林水産業の復興がままならないことも考慮すると、現在の状況でＴＰＰ交渉に参加することは、到底容認できるものではない。

よって、国においては、ＴＰＰについて、安全・安心な食の提供、食料自給率の向上、農林水産業の振興などについての具体策が示されず、国民的合意形成を図るにはほど遠い状況の中で、交渉に参加することのないよう、強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年１０月１３日

徳島県議会議長 岡 本 富 治